

上尾市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 2 7 号

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 1 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 1 6 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 9 2 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 9 2 条第 1 号アに掲

げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
 - (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

- (2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 1 6 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 3 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の上尾市税条例（以下「新条例」という。）

第 3 3 条の 2 及び第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 3 6 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の上尾市税条例（以下この条において「旧条例」という。）第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下

この項において「公的年金等」という。) について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 3 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、上尾市税条例第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 上尾市税条例第 9 4 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。